

## 遺産分割協議書

平成 年 2 月 日、金沢市 番 3 号 5 号 の死亡によって開始した相続の共同相続人である 、 、 、 および 子 は、本日、次のとおり、その相続財産の取り扱いについての協議を行った。

### 記

1. 相続財産中、金沢市 目 番 宅地 152.06平方メートル(不動産表示番号 0002 3)および同所在家屋番号 番 居宅 木造瓦葺 2階建 床面積 1階53.89平方メートル 2階26.83平方メートル(不動産表示番号 0001 2)の建物は、 の所有とすること。
2. 相続財産中、株式会社 銀行 支店の普通預金(口座番号 ) 円 および定期預金(口座番号 ) 円は、 の所有とすること。
3. 今後、遺産に属する資産ないしは債務が発見されたときは、 が取得または、引き受けるものとする。

以上のとおり、遺産の取り扱い協議が成立したことを証するため、本書5通を作成し、当事者署名押印の上、各自1通を保有することといたします。

平成 21 年 3 月 24 日

金沢市 丁目 番 号  
印

金沢市  
印

石川県  
印

石川県  
印

市 町 6 - 2  
印